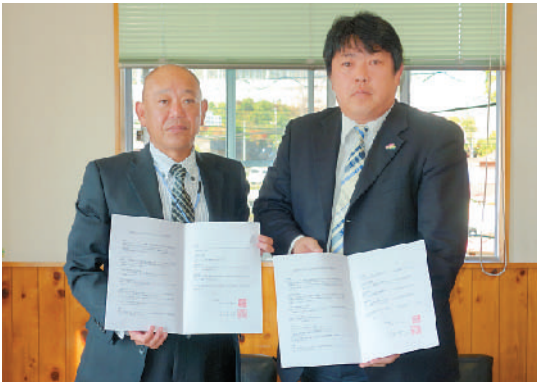


高知県LPガス協会と協定を締結しました！

高知県LPガス協会は、県内の自治体と応急生活物資の供給に関する協定を結び、災害に備える取り組みを推進しています。

黒潮町も平成26年11月10日に協定を締結しました。

この協定により、災害時には、燃料や炊き出し用の燃焼器具など、必要な物資の供給に協力が得られることとなります。



高知県LPガス協会中村ブロック災害対策委員の岡上司さんと大西町長。

消火栓や防火水そうの近くは駐車禁止です！

消火活動に欠かすことのできない「消火栓」や「防火水そう」など消防水利の周辺は、道路交通法で駐車が禁止されています。

「消火栓」や「防火水そう」は、道路や歩道などに設置されており、その位置を示すために標識を設置しているもの、路上やフタにマーキング(黄色い塗装)をしているものなどがあります。また、「消防水利」として指定されているプール、池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

違法な駐車車両は一刻を争う消火活動を妨げ、大きな災害につながるようになります。まさかのため、皆様のご理解とご協力で、安心して安全なまちづくりを進めていきましょう。

【道路交通法で駐車を禁止している場所(消防関係)】

1 消防水利の周辺
(1) 消火栓から5メートル以内の部分 (2) 消防用防火水そうの吸水口もしくは吸管投入孔から5メートル以内の部分 (3) 消防用防火水そうの側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分 (4) 指定消防水利(プール、池、井戸、河川など)の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分
2 その他
(1) 消防用機械器具の置場(消防自動車などの車庫や消火用ホース格納箱など)の側端またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分 (2) 火災報知器から1メートル以内の部分 (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

消 防 団 員 募 集



◆消防団の活動って？

消防団は、消防本部や消防署と同じく、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。消防団の活動は消火だけではなく、地域における防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

近年は女性の消防団への参加も増加しており、特に1人暮らしの高齢者宅への防火訪問や応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

◆消防団の位置づけ

火災や大規模災害発生時に現場へ駆けつけ、その地域での経験を生かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。

◆消防団に入るには

黒潮町には14の消防分団があります。町内に在住の方、または職場が町内にある方が入団可能です。

詳しくは、お住まいや職場を管轄する分団、または黒潮町役場 情報防災課 消防防災係(☎43-2188)までお問い合わせください。